



4章 推進地区

景観をわかりやすくするために、景観類型に区分するとともに、類型ごとに基本方針を設定し、また、全市を5つの地域に分け、各地域の主な景観形成の方針を示しました。

今後、その中でも特に、将来に引き継がなければならない明石を象徴する景観や暮らしに溶け込んだ良好な景観を持つ地区を「推進地区」として位置づけ、景観まちづくりに取り組みます。

推進地区では、五感で感じる場の持つ雰囲気も景観と捉え、それぞれの地区の特性を考慮し、わがまち意識の醸成につながる市民活動を支援、推進することで、熟度や必要性に応じて景観形成地区や地区計画の指定等をめざします。

推進地区については、以下の視点により選定し、それぞれに景観形成の方針を設定します。

◆ 推進地区一覧

推進地区選定の視点	地区
市を象徴し、守り、育てる景観	大蔵海岸・西部海岸
歴史的な雰囲気を残し、まちづくり活動により守り、育てる景観	八木・江井島・西岡
良好な景観が形成され、まちづくり活動により守り、育てる景観	明舞・高丘
市のイメージに結びつく、育て、創る景観	中心市街地

1. 大蔵海岸 西部海岸

《a 推進地区の概要》

瀬戸内海に面する東西約16kmの海岸線は、明石を代表する自然景観であり、海峡を望む眺望は、明石海峡大橋の完成により、これまで以上に明石らしさを象徴するものとなっています。

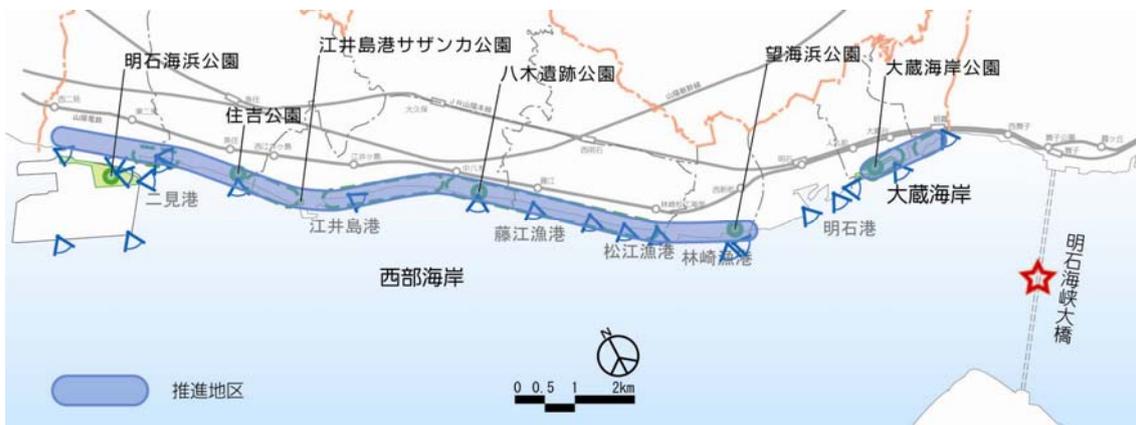
明石海峡大橋や淡路島を間近に望む大蔵海岸は、海浜レクリエーション空間として整備され、市民の身近な憩いの場として親しまれています。また、良好な環境を保全するため「大蔵海岸通地区計画」を策定し、その中で景観の誘導を行っていますが、その内容を充実することも求められています。

林崎から二見港にかけての西部海岸は、白砂青松※の自然海岸を復元するため、養浜工※が進められてきました。そして、親水性豊かな海浜レクリエーションの場として、休憩施設やステージ、植栽などの整備もあわせて行われています。また、海岸周辺の地域についても明石らしい穏やかな景観を形成しており、その保全についても求められています。

そのため、大蔵海岸と西部海岸を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組めます。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

●大蔵海岸・西部海岸 位置図



大蔵海岸



江井ヶ島海岸



《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 明石海峡大橋や播磨灘を望む眺望点の整備
- イ. 連続性のある自然海浜景観の保全・育成
- ウ. 「播磨サイクリングロード」、「海辺への道」の活用

2. 八木 江井島 西岡

《a 推進地区の概要》

明石には、古くから西国街道と浜街道が通り、通り沿いには集落が形成されてきました。伝統的民家もその集落内に残っており、歴史を物語る景観を形成しています。

八木地区は、伝統的民家が点在し、浜街道から一步入ると歴史的集落を感じさせる空間が形成されています。また、市民によるタウンウォッチングが実施されるなど、まちづくり活動も活発に取り組まれています。

江井島地区は、江井島海岸の北に位置し、浜街道の周辺に伝統的民家や酒蔵が残り、落

ち着いた趣のある空間を形成しています。

西岡地区は、瀬戸川を挟んだ浜街道沿いの地区で、西側には、都市景観形成重要建築物である丸尾邸、藤井邸と薬師院があり、東側には、県の景観形成重要建築物である茨木酒造や市の都市景観形成重要建築物である原邸があり、それらの建築物を中心に歴史的な落ち着いた空間を形成しています。

そのため、八木地区、江井島地区、西岡地区を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組みます。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

●八木 位置図



八木地区

●江井島 位置図



江井島地区

●西岡 位置図



西岡地区

凡		推進地区
例		旧集落*

*假製2万分の1地形図(明治19年発行)により図上判定

《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 建築デザインの適切な規制・誘導
- イ. 屋外広告物の適切な規制・誘導
- ウ. 快適でゆとりのある歩行者空間整備



3. 明舞 高丘

《a 推進地区の概要》

中・高層住宅と戸建て住宅が融合した明舞地区、高丘地区は、ゆるやかな丘陵地を利用し開発された地区で、緑豊かな良好な景観を形成している明石を代表する住宅地です。

明舞地区は、公共集合住宅の植栽や戸建て住宅の生垣、近隣公園や街路樹により、緑豊かな住宅地景観を形成しています。また、近年、県が「明舞団地再生計画」を策定し、住民とともに「明舞景観デザインコード」の策定に取り組むなど、個性的でまとまりのある住宅地景観の形成に取り組んでいます。

高丘地区は、土地区画整理事業により中低層の良好な住宅地が丘陵地に広がり、団地、戸建ての敷際※の植栽が落ち着いた雰囲気形成しています。また、高丘2丁目、3丁目、及び5丁目においては、地区計画を策定し、ゆとりとうるおいのある良好な低層戸建て住宅地の保全への取り組みが行われています。

そのため、明舞地区と高丘地区を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組めます。

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

●明舞 位置図



●高丘 位置図



高丘地区

《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 宅地細分化に対する規制
- イ. 新たな建築活動に対する建築デザインの適正な規制・誘導
- ウ. 快適でゆとりのある幹線道路の歩行者空間整備



4. 中心市街地

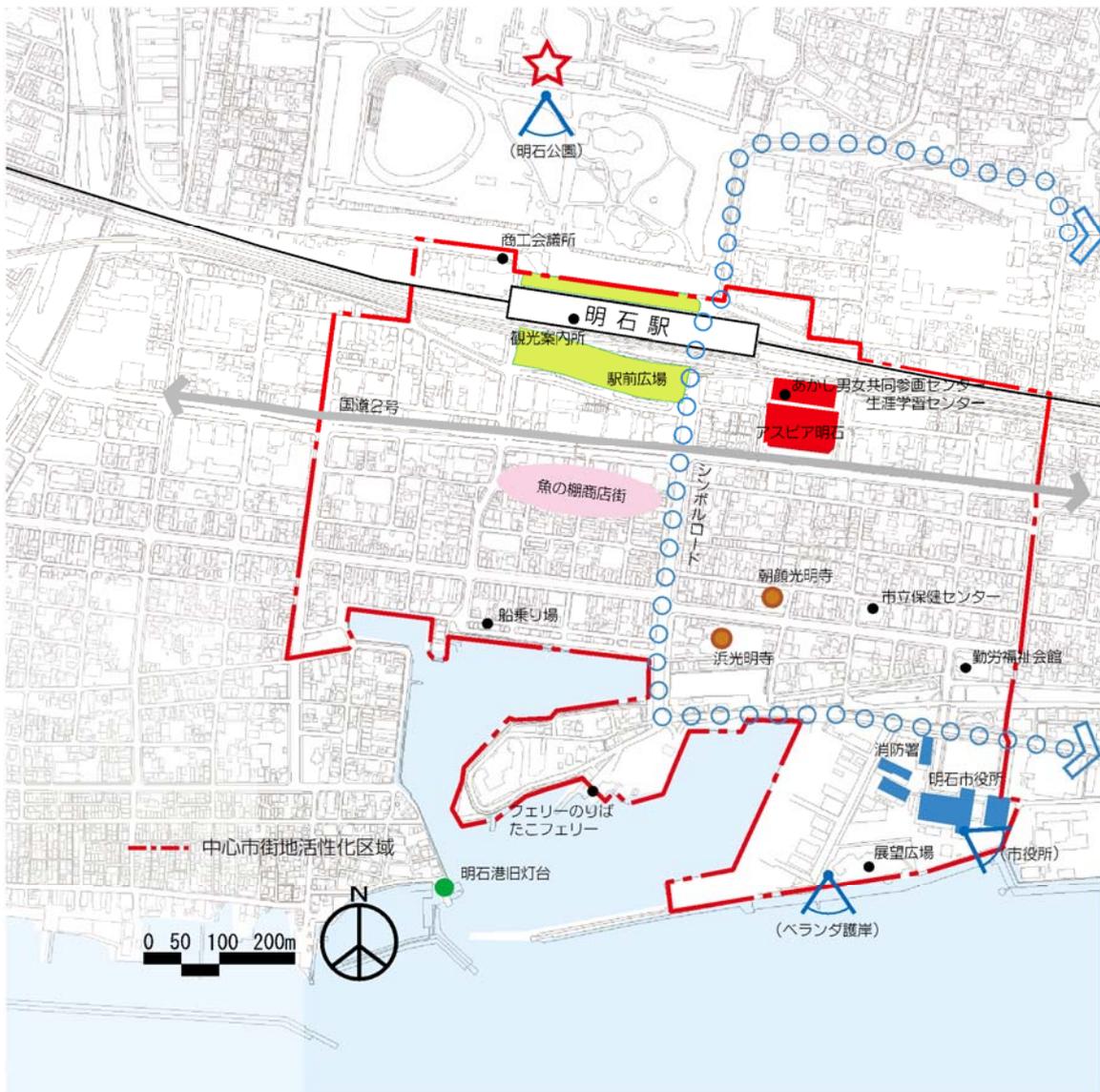
《a 推進地区の概要》

明石駅から明石港にかけての中心市街地は、明石の玄関口として中心市街地活性化基本計画に基づき活性化が図られてきました。また、明石駅を中心にした半径1kmの範囲では、兵庫県から「ユニバーサル社会づくり実践モデル地区」の指定を受け、ユニバーサル

社会づくりの取り組みを推進しています。今後、活性化を進める上で、明石らしい良好な景観を形成することが求められています。

そのため、中心市街地活性化基本計画の対象区域全体を「推進地区」に位置づけ、景観まちづくりに取り組みます。

● 中心市街地 位置図



《b 推進地区における景観形成の方針》

- ア. 建築デザインの適切な規制・誘導
- イ. 屋外広告物の適切な規制・誘導
- ウ. 快適でゆとりのある歩行者空間整備
- エ. 市役所周辺の公共公益施設等における景観面での配慮



シンボルロード



明石駅南側